

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年4月7日（平成27年（行個）諮問第66号）

答申日：平成28年9月20日（平成28年度（行個）答申第99号）

事件名：本人に係る基礎年金番号情報照会回答票等の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、平成26年12月2日付け厚生労働省発年1202第1号により厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、不服があるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

訂正の義務があります。「保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）」の理由・説明は正しくない。足りない。

ア まず、「氏変00」「住変00」の意味の説明をすべきである。記録は厚労省などに有る。無いとしたら行政、または事業所に性別、氏名、生年月日なども変更され、利用、悪用され、現業者になっていたかもしれない。基礎年金番号に統合されず氏名が入力されていなかった者が1割もあったとの事。名寄は①氏名②生年月日③性別の三情報を突き合わせるのが基本との事。

（中略）

厚労省は、どのように訂正すべきか、わかっているはずである。特定年金事務所から「年金記録訂正は厚労省でしかしません」と言われた。厚労省の中に事実上の機構の本部があるように思われる。

（中略）

イ 少なくとも「年金手帳交付年月日 平成9年1月1日交付」ではな

い。何故、このような表示をしなければならなかったからである。基礎年金番号通知書を平成9年1月1日に交付した訳でもない。「付（づけ）」である。年金手帳記号番号の登録は、平成15年8月に社会保険庁（社会保険業務センター）が行っている。

（中略）

年金手帳は、すでに出されているので再び「平成9年1月1日付交付」としなくても良い。「基礎年金番号通知書交付」で良かった。「付（づけ）」でシステム処理・回答されたら、事実を違ってくる。

（中略）

ウ 「台帳保管庁とは、紙の台帳から、コンピューターに変える前のものを管理していた庁です」と年金事務所が回答されたからです。仮に記号が国民年金の記号とするならば、少なくとも特定県の市区町村に紙台帳があるはずですがなかった。

（中略）

日本年金機構と表示されている被保険者も居るし、何も記載されていない人も居る。

（中略）

エ 照会区分「1」はありません。照会区分「1」があれば「1」と表示されるはずです。（私はハードコピーを開示請求している。）照会区分「1」と照会区分「2」の違いを説明すべきである。どちらが正しいかである。

（中略）

昭和51年8月から、再評価率、保険料率が改定され、さらに昭和51年8月を境に年金額の計算を分けてするようになっているので、被保険者、受給権者、受給者にとって重要となる。72,000円は交通費などが含まれていない金額である。（私は地下鉄通勤であった）

（中略）

「同一内容の年金記録である事から」とありますが、では、何故、2部開示されたのか矛盾する。私は厚労省の実務はまったく知らないのですから、素直に矛盾するとしか言えません。厚労省の回答が正しいとするならば、自ら業務に支障を来たす、無駄な実務となります。理由、説明は成立しない。ここでの厚労省の理由説明は大切な事が記載されていないし、足りない。もっと違う理由があるはずです。

「資格画面」は、年金額に直結します。私が不利にならないよう、お願いします。

（後略）

(2) 意見書

異議申立人から平成27年5月11日に意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が異議申立人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人が、平成26年9月16日付け（同月18日日本年金機構受付、同日厚生労働省受付）で行った異議申立人の年金記録に係る訂正請求に対し、処分庁（厚生労働大臣）が同年12月2日付け厚生労働省発年1202第1号により行った不訂正決定（原処分）を不服として、平成27年1月7日付け（同月9日厚生労働省受付）をもって提起されたものである。

本件訂正請求に先立ち、平成26年6月23日付けで異議申立人から日本年金機構宛てに自身の来所記録等の開示請求が提出されたため、平成26年8月22日付け年機構発第38号により、日本年金機構は異議申立人に対し、下記（1）から（8）までを開示請求対象保有個人情報として、部分開示決定を行い、開示したところである。

- (1) 来所記録。年金相談手続受付票のコピー
- (2) 基礎年金番号別情報照会回答票のハードコピー
- (3) 制度共通被保険者記録照会回答票のハードコピー
- (4) 被保険者記録照会回答票の照会区分1または2のハードコピー（資格画面、資格画面Ⅲ、一時金、共済記録、脱退手当金）
- (5) 特定会社A、特定郵政局に係る職歴審査照会回答票、事業所記録照会回答票
- (6) 特定会社B、特定会社C、特定会社D、特定会社E、職歴審査照会回答票、事業所記録照会回答票のハードコピー
- (7) 国民年金のハードコピー
- (8) 事業所払出簿のコピー

なお、上記（2）、（3）、（4）及び（7）の開示請求対象保有個人情報は、年金記録を管理しているシステムにおいて保有する異議申立人の年金加入記録、納付情報等の年金記録である。

2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、法30条2項の規定により不訂正とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、以下の①～④のとおりである。

- ① 上記1（2）のうち、「基礎年金番号情報照会回答票（基本情報）」

における「氏変00」「住変00」の記載

- ② 上記1(2)のうち、「基礎年金番号情報照会回答票(年金手帳交付情報)」における「年金手帳交付年月日 平-9.1.1交付」の記載
- ③ 上記1(7)のうち、「被保険者記録照会(基本)」における「台帳保管庁 特定 社会保険事務所」の記載
- ④ 上記1(4)の、「被保険者記録照会回答票(資格画面)」(照会区分コード1又は2によるもの)の記載

(2) 訂正の要否について

ア 上記①及び③について

異議申立人は、本件訂正請求及び異議申立てにおいて、本件対象保有個人情報について訂正を求めているが、保有個人情報の訂正請求においては、訂正請求の趣旨及び理由を記載した書面を提出しなければならないとされており(法28条1項3号)、その記載は明確かつ具体的である必要があるところ、異議申立人は上記①及び③について、氏名変更記録、住所変更記録及び台帳保管庁をどのように訂正すべきか具体的な記載をせず、また、それを裏付ける根拠となる資料の提示もないことから、訂正する理由はない。

なお、上記①の「氏変」欄又は「住変」欄は、基礎年金番号が実施された平成9年1月1日以降に氏名変更又は住所変更処理を行った場合に、当該欄に「00」以外の数字が表示され、上記③の「台帳保管庁」欄は、紙台帳からシステムへの移行時(昭和59年2月以降に順次実施)に台帳管理していた事務所名が表示されるものである。

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、氏名変更及び住所変更の記載のある年金手帳の写しを提出しており、それに従って上記①を訂正するよう求めているものと善解する。しかしながら、年金手帳に記載された氏名変更及び住所変更の記載については、いずれも昭和55年特定月日付け又は昭和59年特定月日付けの変更となっていることから、平成9年1月1日以前に氏名変更及び住所変更の処理が行われているものと解され、「氏変」欄又は「住変」欄の表示を訂正する理由とはならない。

イ 上記②について

上記②については、平成9年1月1日は基礎年金番号が実施された年月日であり、この実施に伴い、平成8年12月以前から公的年金に加入していた方には「基礎年金番号通知書」を送付し、年金記録を管理しているシステムに「年金手帳交付年月日 平-9.1.1交付」と一律に整理して、収録しているものであることから、訂正

する理由はない。

なお、異議申立人は、本件異議申立てにおいて「年金手帳はすでに出されているので再び『平成9年1月1日交付』としなくても良い。

『基礎年金番号通知書交付』で良かった」と主張するが、当該本件対象保有個人情報の記載された文書は、日本年金機構の職員が年金相談業務に利用するために年金記録管理システムにより表示した画面をそのまま印刷したハードコピーである。同文書については、今回、開示請求に応じて開示を行ったものであるが、その利用目的が、日本年金機構の職員が行う一般の年金相談業務に限られているため、現在の記載で当該目的を達することができる十分な内容となっている。

ウ 上記④について

照会区分2はデータベースに収録されているすべての資格記録及び賞与記録を表示するものであり、照会区分1は、照会区分2の情報を基に、法律改正に伴い標準報酬月額の上下限が変更となった時の記録を、標準報酬月額の改定有無にかかわらず表示する仕組みとなっている。

異議申立人については、照会区分欄が空欄のもの（合計3頁）が照会区分1により出力した画面のハードコピーであり、照会区分欄が2となっているもの（合計2頁）が照会区分2により出力した画面のハードコピーである。

両者の違いは昭和51年8月の法律改正に伴う標準報酬月額の上下限の変更により、照会区分1のみに「昭51.08.01 072千円」が表示されていることによるものである。いずれも昭和51年3月に厚生年金保険の被保険者資格を再取得し、同年8月まで標準報酬月額が072千円であったという同一内容の年金記録であることから、訂正する理由はない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成27年4月7日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月11日 | 異議申立人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年9月28日 | 異議申立人から資料を收受 |
| ⑤ 平成28年3月22日 | 異議申立人から資料を收受 |
| ⑥ 同年8月26日 | 審議 |

⑦ 同年9月15日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求及び原処分について

本件訂正請求は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）18条1項に規定する開示決定に基づき、日本年金機構が異議申立人に開示した「異議申立人にかかる来所記録など238枚」について、それらの文書に記録された保有個人情報の内容が事実でないとして、その訂正を求めるものである。

そのうち、別紙に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の訂正について、独立行政法人等個人情報保護法34条1項の規定により、日本年金機構から厚生労働大臣に事案が移送されている。

処分庁は、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないとして不訂正とする原処分を行い、異議申立人は、原処分の理由、説明は正しくないとして原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件訂正請求がされた部分の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報のうち、訂正請求の対象とされている部分は、上記1のとおり自己を本人とする保有個人情報であり、独立行政法人等個人情報保護法34条2項に基づき、法27条に規定する厚生労働大臣が保有する保有個人情報に対する訂正請求とみなされたも

のであり、本件対象保有個人情報、同条の訂正請求の対象となるものと認められる。

イ 当審査会において、諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、本件対象保有個人情報は、年金記録を管理しているシステムから出力された帳票に記載された異議申立人の年金記録であると認められ、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 文書1について

ア 異議申立人は、文書1の「氏変」欄の「00」という記載及び「住変」欄の「00」という記載の訂正を求めているところ、諮問庁は、理由説明書において、当該欄については、基礎年金番号が実施された平成9年1月1日以降に氏名変更又は住所変更処理を行った場合に、「00」以外の数字が表示されるものである旨説明する。

また、諮問庁は、①異議申立人は、氏名変更記録、住所変更記録をどのように訂正すべきか具体的な記載をせず、それを裏付ける根拠となる資料の提示もないことから、訂正する理由はない、②本件異議申立てにおいて、氏名変更及び住所変更の記載のある年金手帳の写しを提出しており、それに従って訂正するよう求めているものと善解するが、年金手帳に記載された氏名変更及び住所変更の記載については、いずれも昭和55年特定月日付け又は昭和59年特定月日付けの変更となっていることから、平成9年1月1日以前に氏名変更及び住所変更の処理が行われているものと解され、「氏変」欄又は「住変」欄の表示を訂正する理由とはならない旨説明する。

イ これに対し、異議申立人は、保有個人情報訂正請求書及び異議申立書において、「全部私の個人情報（過去・現在）を統合して、氏名変更記録、住所変更記録を訂正して下さい」などと主張するが、どのような根拠に基づき事実と違ふと判断し、どのように訂正すべきと考えているのかについて主張しておらず、また、異議申立書に添付された異議申立人の年金手帳の写しには、氏名変更及び住所変更の記録が記載されていることが確認できるが、その時期は、いずれも平成9年1月1日以前であり、上記諮問庁の説明は首肯できることから、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

(2) 文書2について

ア 異議申立人は、平成9年1月1日に年金手帳を交付されていないとして、文書2の「年金手帳交付年月日 平－9. 1. 1 交付」の記載の訂正を求めているところ、諮問庁は、理由説明書において、「平

成9年1月1日は基礎年金番号が実施された年月日であり、この実施に伴い、平成8年12月以前から公的年金に加入していた方には「基礎年金番号通知書」を送付し、年金記録を管理しているシステムに「年金手帳交付年月日 平－9．1．1交付」と一律に整理して、収録しているものであることから、訂正する理由はない」と説明する。

イ 異議申立人の主張のとおり、平成9年1月1日に、異議申立人に対して年金手帳が交付されていないことは、諮問庁も認めているところであるが、基礎年金番号の実施に伴い、平成8年12月以前から公的年金に加入していた者に対して、平成9年1月1日付けで「基礎年金番号通知書」を送付し、年金記録を管理しているシステムに「年金手帳交付年月日 平－9．1．1交付」と一律に整理して、収録しているとする上記諮問庁の説明は是認せざるを得ないことから、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

(3) 文書3について

ア 異議申立人は、文書3の「台帳保管庁 特定 社会保険事務所」の記載の訂正を求めているところ、諮問庁は、理由説明書において、「台帳保管庁」欄は、紙台帳から年金記録を管理しているシステムへの移行時（昭和59年2月以降に順次実施）に台帳を管理していた事務所名が表示されるものである旨説明する。

また、諮問庁は、異議申立人は、台帳保管庁をどのように訂正すべきか具体的な記載をせず、それを裏付ける根拠となる資料の提示もないことから、訂正する理由はない旨説明する。

イ これに対し、異議申立人は、保有個人情報訂正請求書及び異議申立書において、「何故、日本年金機構でもないのか？正しく訂正して下さい」などと主張するが、どのような根拠に基づき事実と違うと判断し、どのように訂正すべきと考えているのかについて主張しておらず、上記諮問庁の説明は首肯できることから、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

(4) 文書4について

ア 異議申立人は、「文書4は2種類開示されており、正しくない方の記載の訂正を求める」と主張しているところ、諮問庁は、理由説明書において、おおむね以下のとおり説明する。

文書4は、年金記録を管理しているシステムにおいて「照会区分1（画面上1は表示されない。）」又は「照会区分2」により表示した画面のハードコピーであり、「照会区分2」により表示した画面には、

年金記録を管理しているシステムに収録されている異議申立人の全ての資格記録及び賞与記録が表示され、「照会区分1」により表示した画面には、「照会区分2」により表示される記録に加えて、法律改正に伴い標準報酬月額の上下限が変更となったときの記録が、本人の標準報酬月額の改定の有無にかかわらず表示される仕組みとなっている。したがって、文書4のうち、「照会区分1」により表示された画面には、昭和51年8月の法律改正に伴う標準報酬月額の上下限の変更により、「昭51.08.01 072千円」が追加表示されているが、「照会区分1」又は「照会区分2」のいずれにおいても、昭和51年3月から同年8月までの異議申立人の標準報酬月額について、同一内容の年金記録が表示されていることから、訂正する理由はない。

イ 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められないことから、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、その全部を法29条の要件に該当しないとして不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、同条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 文書 1 基礎年金番号情報照会回答票（基本情報）
- 文書 2 基礎年金番号情報照会回答票（年金手帳交付情報）
- 文書 3 被保険者記録照会（基本）
- 文書 4 被保険者記録照会回答票（資格画面）